

# 山梨県公報

号外第四十三号

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長崎幸太郎

水曜日

令和七年  
十二月二十四日

山梨県知事 長崎幸太郎

める。

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
号)の一部を次のように改正する。

同項第六項第三十号中「第四十三条の五第六項」を「第四十七条第六項」に改め、  
同項第三十七号中「第四十三条の五第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則 次

- 山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則の一部を改正する規則………一
- 山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則………一
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則………一
- 山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則………一
- 山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則………一
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則………一

## 規則

### 山梨県規則第五十一号

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第三条第二項第八号の指針を定める規則

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例(令和七年山梨県条例第五十二号)第三条第二項第八号の規則で定める指針は、中小企業者等と債権者との合意に基づき行われる債務の整理に関する指針であつて、中小企業者等の事業の再生を図るために債務の減免、期限の猶予等を公正かつ迅速に行うために定められたもののうち、知事が定めるものとする。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第五十二号

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県公報号外

第四十三号 令和七年十二月二十四日

別表第一（第三条関係）

## 技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	198,200	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	276,200	302,400	343,700
	25	240,400	277,000	302,700	344,700
	26	241,200	277,700	303,100	345,600
	27	242,000	278,200	303,400	346,600
	28	242,700	278,900	303,800	347,600
	29	243,400	279,700	304,100	348,600
	30	244,100	280,400	304,600	349,600
	31	244,900	281,100	305,000	350,600
	32	245,600	281,700	305,500	351,500
	33	246,400	282,400	306,000	352,400
	34	247,100	283,100	306,400	353,300
	35	247,800	283,800	306,900	354,100
	36	248,400	284,400	307,400	355,000
	37	249,100	285,000	307,900	365,000
	38	249,500	285,700	308,500	366,400
	39	250,000	286,300	309,100	367,800
	40	250,400	286,800	309,800	369,200
	41	250,900	287,200	310,300	370,700
	42	251,300	287,700	310,800	371,500
	43	251,800	288,100	311,400	372,400
	44	252,200	288,500	311,900	373,400

山 梨 県 公 報 号 外	45	252,500	289,000	312,400	374,300
	46	252,800	289,500	312,900	375,400
	47	253,100	290,000	313,500	376,300
	48	253,400	290,300	314,100	377,300
	49	253,900	290,700	314,700	378,200
	50	254,400	291,100	315,400	378,900
	51	254,800	291,500	316,100	379,600
	52	255,300	292,000	316,800	380,200
	53	255,800	292,300	317,400	380,600
	54	256,300	292,700	318,100	381,200
第四十三号	55	256,700	293,200	318,700	381,800
	56	257,100	293,700	319,300	382,500
	57	257,400	294,100	319,900	382,800
	58	257,900	294,700	320,600	383,500
	59	258,400	295,200	321,300	384,200
	60	258,800	295,800	321,900	384,800
	61	259,200	296,400	322,400	385,100
	62	259,700	296,900	322,900	385,600
	63	260,100	297,500	323,500	386,200
	64	260,500	298,000	324,100	386,800
令和七年十二月二十四日	65	260,900	298,500	324,700	387,100
	66	261,300	299,000	325,100	387,700
	67	261,800	299,500	325,500	388,400
	68	262,100	300,000	326,000	389,000
	69	262,400	300,400	326,300	389,400
	70	262,800	300,800	326,800	389,900
	71	263,200	301,200	327,300	390,500
	72	263,500	301,600	327,700	391,000
	73	263,900	302,000	327,900	391,500
	74	264,300	302,300	328,200	392,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	75	264,600	302,700	328,400	392,500
	76	264,900	303,100	328,700	392,800
	77	265,300	303,500	329,000	393,200
	78	265,600	303,900	329,300	393,700
	79	265,900	304,300	329,600	394,100
	80	266,300	304,700	329,800	394,500
	81	266,600	305,000	330,000	394,900
	82	266,900	305,500	330,300	395,400
	83	267,200	305,900	330,600	395,800
	84	267,500	306,400	330,800	396,200
三	85	267,800	306,700	331,000	396,500
	86	268,100	307,200	331,200	
	87	268,400	307,700	331,500	
	88	268,700	308,000	331,800	
	89	268,900	308,400	332,000	
	90	269,200	308,900	332,300	
	91	269,500	309,400	332,600	
	92	269,700	309,900	332,800	

93	269,900	310,200	333,000
94	270,200	310,600	333,300
95	270,500	311,000	333,600
96	270,700	311,500	333,800
97	270,900	311,900	334,000
98	271,200	312,300	
99	271,500	312,600	
100	271,700	312,900	
101	271,900	313,200	
102	272,200	313,600	
103	272,500	313,900	
104	272,700	314,300	
105	272,900	314,600	
106	273,200	315,000	
107	273,500	315,400	
108	273,700	315,600	
109	273,900	315,800	
110	274,100	316,100	
111	274,400	316,400	
112	274,700	316,600	
113	274,900	316,800	
114	275,100	317,100	
115	275,400	317,400	
116	275,600	317,600	
117	275,900	317,800	
118	276,200	318,100	
119	276,500	318,400	
120	276,700	318,600	
121	276,900	318,800	
122	277,200	319,100	
123	277,400	319,400	
124	277,700	319,600	
125	277,900	319,800	
126	278,100	320,100	
127	278,400	320,400	
128	278,700	320,600	
129	278,900	320,800	
130	279,100		
131	279,400		
132	279,600		
133	279,900		
134	280,200		
135	280,500		
136	280,700		
137	280,900		
138	281,200		
139	281,400		
140	281,600		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		215,600	235,900	257,800	290,100

**附 則**

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（次項及び附則第三項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(第二号会計年度任用職員に関する経過措置)

3 次に掲げる給料月額に対する令和七年四月一日から同年十二月三十一日までの間ににおける改正後の規則第五条の七の規定の適用については、同条第一項中「給料表」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和七年山梨県規則第五十三号）による改正前の第三条に定める給料表（次項において「旧技能労務職給料表」という。）」と、同条第二項中「技能労務職給料表」とあるのは「旧技能労務職給料表」とする。

一 令和七年十二月三十一日前に離職した第二号会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員をいう。次号において同じ。）の給料月額のうち、同年四月一日から同年十二月三十日までの間ににおける同一の職務の内容の職としての引き続く在職期間が三月以下である場合に当該在職期間に応じて支給される給料に係るもの

二 令和七年十二月三十一日に在職する第二号会計年度任用職員の給料月額のうち、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における同一の職務の内容の職としての引き続く任期が三月以下である場合に当該任期に応じて支給される給料に係るもの

(給料の切替え等)

4 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

**山梨県規則第五十四号**

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎  
山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「救助従事者台帳」を「救助従事（協力）者台帳」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(法第八条第一項又は第二項に基づく協力命令)

**第十三条** 法第八条第一項又は第二項の場合においては、協力命令書（第十号様式の二）を交付するものとする。

(法第八条第一項又は第二項に基づく協力命令)

2 第十条第二項の規定は、前項の規定により協力命令書を交付した場合に準用する。

別表の第一の(一)の(3)中「三百五十円」を「三百六十円」に改め、同表の第一の(一)の(4)中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表の第一の(2)の(1)の(2)中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表の第一の(2)の(3)中「千三百三十円」を「千三百九十円」に改め、同表の第一の(3)の(1)「八の(一)」を「九の(一)」に改め、同表の第一の(3)の(1)の表中「一九、八〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三八、七〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「五八、五〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「四一、四〇〇円」を「四三、五〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「五八、五〇〇円」に、「八九、三〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に改め、別表の第一の(3)の(2)の表中「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、四〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二一、三〇〇円」に改め、別表の第一の(3)の(3)の表中「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「一、二〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二九、八〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、別表の第一の(3)の(4)中

「飲料水の供給」を「福祉サービスの提供」に改め、同表の第一の十三の(一)中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

別表の第一中十三を十四とし、同表の第一の十二中「この十二」を「この十三」に改め、同表の第一の十二の(二)中「十四万円」を「十四万三千九百円」に改め、同表の第一中十二を十三とし、同表の第一の十一の(四)(1)中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表の第一の十一の(四)(2)中「五千七百円」を「五千九百円」に改め、同表の第一中十一を十二とし、十を十一とし、同表の第一の九の(三)中「二十二万六千円」を「二十三万二千二百円」に、「十八万八百円」を「十八万五千七百円」に改め、同表的第一中九を十とし、同表の第一の八の(三)(2)(イ)中「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同表の第一の八の(三)(2)(ロ)中「五千五百円」を「五千八百円」に改め、同表的第一の八の(三)(ハ)中「六千円」を「六千三百円」に改め、同表的第一中八を九とし、七を八とし、同表の第一の六の(一)(2)中「五万五千五百円」を「五万三千九百円」に改め、同表の第一の六の(一)(2)中「七十一万七千円」を「七十三万九千円」に改め、同表的第一中六を七とし、同表の第一の五の次に次のように加える。

六 福祉サービスの提供

(一) 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(二)において「災害時要配慮者」という。)に対して、応急的に処置するものとし、法第三条に規定する都道府県知事等又は法第十一條に規定する災害発生市町村等の長からの要請を受けて行う。

(二) 福祉サービスの提供は、次の範囲において行う。

(1) 災害時要配慮者に関する情報の把握

(2) 灾害時要配慮者からの相談対応

(3) 灾害時要配慮者に対する避難生活上の支援

(4) 灾害時要配慮者の避難所への誘導

(5) 福祉避難所の設置(法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。)

(三) 福祉サービスの提供のために支出することができる費用は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める費用とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(1) (2) (3) (4) (5) の(1)から(4)までの場合 消耗器材費及び器物の使用謝金、借上費又は購入費

(2) (2) (5) の場合 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は

購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費

(四) 福祉サービスの提供を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

別表の第二の(一)中「第四号」を「第五号」に改め、同表の第二の(一)の(1)中「二万五千七百円」を「二万六千百円」に改め、同表の第二の(一)の(2)中「薬剤師」の下に「、栄養士、管理栄養士」を加え、「臨床検査技師及び臨床工学技士」を「臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士」に、「一万七千八百円」を「二万九千二百円」に改め、同表の第二の(一)の(3)中「、准看護師及び歯科衛生士」を「及び准看護師」に、「一万六千二百円」を「一万七千三百円」に改め、同表の第二の(一)の(4)中「一万四千七百円」を「一万五千円」に改め、同表の第二の(一)の(8)中「三万七千九百円」を「三万九千二百円」に改め、同表の第二の(一)の(8)を(9)とし、同表の第二の(一)の(7)中「二万九千五百円」を「三万一千四百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)中(7)を(8)とし、同表の第二の(一)の(6)中「二万八千九百円」を「三万三百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)中(6)を(7)とし、同表の第二の(一)の(5)中「二万七千五百円」を「一万七千八百円」に改め、同表の第二の(一)の(1)中(5)を(6)とし、同表の第二の(一)の(4)の次に次のように加える。

(5) 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び規則第四条の二に規定する者

別表の第二の(一)の(2)中「(8)」を「(9)」に改め、同表の第二の(一)中「第四条第五号から第十号」を「第四条第六号から第十一号」に改め、同表の第二に次のように加える。

(三) 法第八条第四項の規定による実費弁償を受けようとする者

救助の種類ごとに第一の一から十四までに定める額

第十号様式中「第10号様式」を「第10号様式(第10条、第13条関係)」

「  
公 用 合 書  
公 發 付 番 号  
」

「  
公 用 (協 力) 合 書  
發 付 番 号  
」

に、「救助従事者台帳」を「救

助従事(協力)者台帳」に、「従事すべき」を「従事(協力)すべき」に改める。

第十号様式の次に次の一様式を加える。

## 第10号様式の2（第13条関係）

協力令書 発付番号	第 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">  </span> 号
--------------	--

## 協力令書

住所

職業

氏名

年      月      日 生

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

災害救助法第8条第1項又は第2項の規定により、次のとおり救助業務に協力することを命ずる。

協力すべき救助業務	
協力すべき場所	
協力すべき期間	
出頭すべき日時及び場所	

(法人その他の団体については、協力すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。)

年      月      日

山梨県知事

印

切取線

協力令書 発付番号	第 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">  </span> 号
--------------	--

## 受領書

## 協力令書

上記のとおり受領しました。

年      月      日 午前後 時      分

住所

氏名

印

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

山梨県知事 殿

### 〔一号〕第三条第一号

三 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則（平成十一年山梨県規則第  
四十二号）第三条第二号

第十一条様式中「第11号様式」や「第11号様式（第14条関係）」に、  
四 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則（平成十三年山梨県規則第  
七号）第三条第一号

### 〔一号〕附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第五十六号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
第三条の二第四項の表財務審査員等の職にある出納員、かいの出納員及び税務出納員の項を次のように改める。

に改める。

第十一条様式中「第14条関係」を「第15条関係」と、「都道府県知事」を「都道  
府県知事等」に改める。

第十一条様式中「第15条関係」を「第16条関係」と、「公用令書番号」を「公用  
(協力) 令書番号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第五十五号

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和七年十二月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則  
次に掲げる規則の規定中「高等学校」を「義務教育学校、高等学校、中等教育学校」に改める。

一 山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）第六条第一号

ハ 第四十四条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の  
号を加える。

第44条第二項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が別に定める収入を現金で収納したときは、この限りでない。  
第二百二十九条を次のように改める。

### 〔二〕第二百二十九条 削除

第二百四十八号様式を次のように改める。

第148号様式  
附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第二百二十九条及び第二百四十八号様式の規定は、この規則の施行の日以後に行われた繰替払について適用し、同日前に行われた繰替払については、なお従前の例による。